



介護保険料は大切な財源です

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しており、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。



普通徴収(納付書払)は6月中旬
特別徴収(年金天引き)は8月上旬
に納入通知書を郵送します

介護保険料(普通徴収)の
納期限と口座振替の引落日

介護保険料は必ず納期限内に納めましょう。納期限と口座振替の引落日は次のとおりです。

65歳以上の人の平成22年度介護保険料は、住民税の課税状況や前年分の所得に応じて決まります。平成22年度介護保険料は、郵送される納入通知書をご確認ください。
※平成22年6月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生月の翌月中旬に納入通知書を郵送します。

普通徴収とは？

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替

特別徴収とは？

年金が年額18万円以上の人

年金からの天引き

※一時的に徴収方法が異なる場合もあります

	納期(納付月)	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
平成22年	1期(6月)	6月30日(水)	6月30日(水)
	2期(7月)	8月 2日(月)	7月30日(金)
	3期(8月)	8月31日(火)	8月31日(火)
	4期(9月)	9月30日(木)	9月30日(木)
	5期(10月)	11月 1日(月)	10月29日(金)
	6期(11月)	11月30日(火)	11月30日(火)
	7期(12月)	12月27日(月)	12月27日(月)
平成23年	8期(1月)	1月31日(月)	1月31日(月)
	9期(2月)	2月28日(月)	2月28日(月)
	10期(3月)	3月31日(木)	3月31日(木)

介護保険のよくある質問

Q 納付書で納付する場合、どこで納めればいいの？

A 納付書の裏面に記載の金融機関等や、コンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替もご利用いただけます。口座振替を希望される方は金融機関にてお申込みください。

Q 65歳になるとすぐに年金天引きに切り替わるの？

A 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上支給されている人は、早くて半年～1年以内に特別徴収(年金天引き)に切り替わります。申請手続きは不要です。

Q 納付が困難な時や保険料に疑問がある場合には？

A 介護保険事務所または健康課にご相談ください。災害等特別の理由により、介護保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。なお、減免申請の受付は、納入通知書がお手元に届いてからとなりますのでご注意ください。

(第1号被保険者)
65歳以上の方へ

問 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

くらし部 健康課

☎23-9135

○介護保険事務所のホームページ
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/> 担当:河北

